

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業一覧

分類：市…市民生活支援 事…事業者支援
活用枠：推…推奨事業メニュー分 低…低所得世帯支援枠 給…給付金・定額減税一体支援枠 (千円)

番号	年度	予算化	分類	活用枠	事業名	担当課	概要	予算額
1	R5	6号	市	低	令和5年度桜井市非課税世帯価格高騰支援追加給付金事業(7万円)	社会福祉課	物価高騰の負担感が大きい低所得の方々を引き続き支援するため、当市で本年夏以降1世帯当たり3万円の支援をした世帯(被扶養者のみの世帯を除く)に対し、1世帯当たり7万円を追加給付する。	485,506
2	R5	6号	事	推	桜井市私立保育施設物価高騰対策支援事業	児童福祉課 (保育教育課)	市内保育施設等運営事業者に対して、物価高騰の影響が大きい給食の賄材料費の高騰分の支援を行う。	7,076
3	R5	6号	事	推	桜井市私立幼稚園施設物価高騰対策支援事業	学校教育課	市内幼稚園施設運営事業者に対して、物価高騰の影響が大きい給食の賄材料費の高騰分の支援を行う。	668
4	R5	6号	市	推	小学校就学援助費(臨時支援金)支給	学校教育課	物価高騰により特に厳しい状況にある子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内公立小学校に通う準要保護児童の保護者に対し、臨時支援金として5千円を給付する。	1,350
5	R5	6号	市	推	中学校就学援助費(臨時支援金)支給	学校教育課	物価高騰により特に厳しい状況にある子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内公立中学校に通う準要保護生徒の保護者に対し、臨時支援金として5千円を給付する。	900
6	R5	6号	市	推	食料品等の価格高騰に伴う給食費の保護者負担軽減事業	学校教育課	市内公立小中学校に通う児童生徒の保護者に対して、3ヶ月分(令和6年1月～3月)の給食費を免除することで、保護者負担の軽減を図る。また私立小中学校、特別支援学校に通う児童生徒の保護者などに対して、3ヶ月分の給食費相当額の支援を行う。	54,570
7	R5	6号	市	推	水道基本料金の負担軽減事業	経営総務課	物価高騰による市民生活の支援及び経済活動の支援を目的として、市内の水道基本料金を2ヶ月分免除する。	71,700
8	R5	7号	市	給	令和5年度桜井市住民税均等割のみ課税世帯価格高騰支援給付金	社会福祉課	物価高騰の負担感が大きい低所得の方々を引き続き支援するため、令和5年度における個人住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付する。	170,309
9	R5	7号	市	給	令和5年度桜井市低所得子育て世帯価格高騰支援給付金	社会福祉課	令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯及び個人住民税均等割のみ課税世帯への加算給付として、当該世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を給付する。	83,996
10	R6	当初	市	給	令和6年度桜井市住民税非課税世帯等支援給付金(子ども加算含む)	社会福祉課	物価高騰の負担感が大きい低所得の方々を引き続き支援するため、令和6年度から新たに住民税均等割非課税または均等割のみ課税となる世帯(令和5年度に給付の対象となった世帯を除く。)に対し、1世帯当たり10万円を給付する。また、当該世帯に扶養されている18歳以下の児童一人当たり5万円を給付する。	120,967
12	R6	当初	市	給	定額減税調整給付金	税務課	税制改正に伴う定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる方を支援するため、市において算定する定額減税可能額が、一定の基準を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。	517,009
13	R6	6号	市	低	令和6年度桜井市非課税世帯支援給付金(子ども加算含む)	社会福祉課	物価高騰の負担感が大きい低所得の方々を引き続き支援するため、令和6年度分の個人住民税均等割非課税世帯(被扶養者のみの世帯を含まない)に対し、一世帯当たり3万円を給付する。また、当該世帯に扶養されている18歳以下の児童がいる場合は、児童一人当たり2万円を給付する。	278,773

※担当課欄の()書きは令和6年4月1日現在の課名を記載しています。